

Ⅲ 障害児者の権利擁護及び虐待防止推進のための提言

1. 障害者虐待にいかに関わり向かうべきか

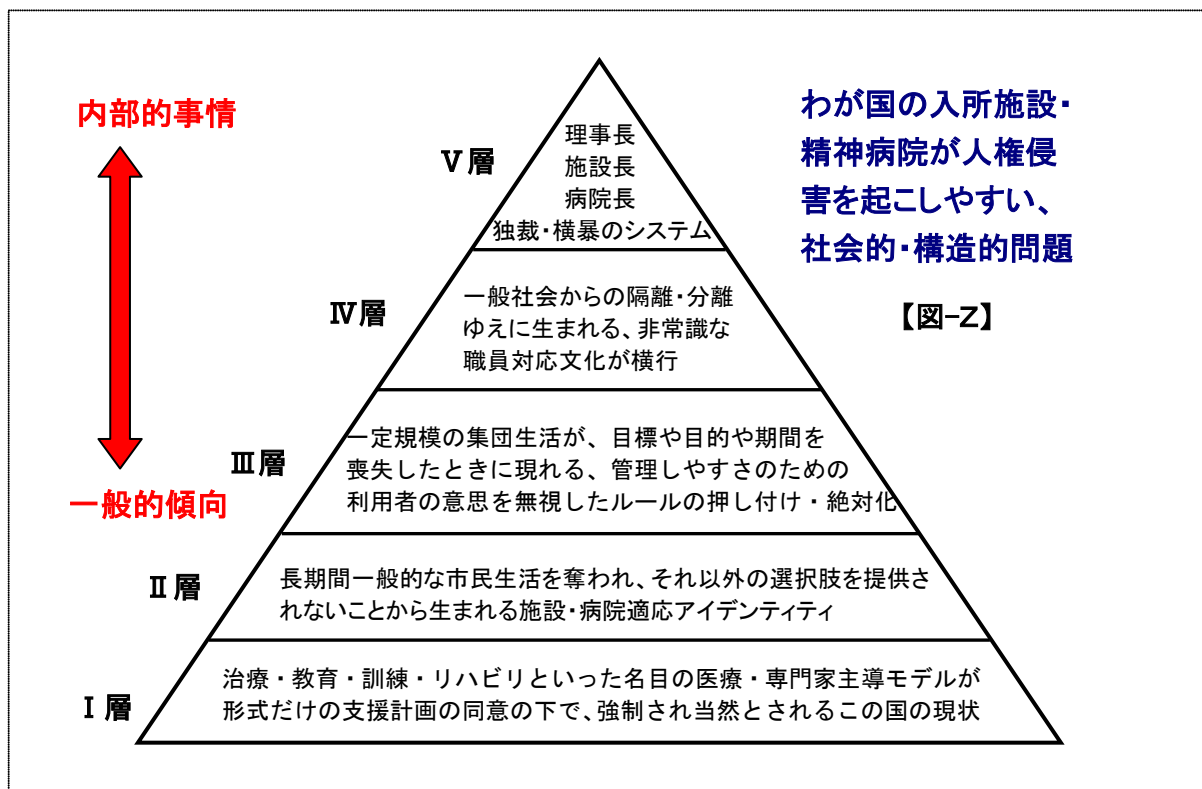
関西地域支援研究機構代表・本検討会委員長 北野 誠一

今回の障害者虐待に関する検討会では、施設や相談支援事業所といったサービス提供機関へのアンケート調査をもとに、障害者支援に現場における障害者虐待の理解・認識を中心に分析・検討した。

そこで、ここでは、【図-Z】を使って、一般的に障害者施設・精神病院で、なぜ虐待行為が起こりやすいのかについて検討してみたいと思う。

そもそも、児童、高齢者、障害者等に虐待が多発するのは、継続的に保育・教育・医療・福祉等の支援を必要とするものが、まさにその支援者によって、本人の心身を傷つける対応(maltreatment)を受けることを意味している。

では、その様な関係性を生み出したり、必要とする関係の場で、なぜそれを未然に防ぐことができないのであろうか？



【図-Z】を見れば、一目瞭然であるが、我が国の入所施設・精神病院が人権侵害や虐待を起こしやすいのは、たまたまとんでもない施設長や職員がいたからではなく、極めて社会的・構造的な問題なのである。

図は、下層部ほど、一般的・普遍的傾向を帯びており、上層部へゆくほど、それぞれの施設や病院の内部事情が色濃くなるが、それとて、決して特別という訳ではないのだ。

それは、北米や北欧諸国のように、障害者施設や精神病院の多くが公立である国と、我が国のように、多くが民間である国の違いであるとともに、社会福祉法人等の非営利法人の理事の選任や理事会の仕組みやその社会性（公開性・説明責任性等）の違いでもある。

第Ⅴ層のようなレベルで問題が頻繁に起きるのは、そのようなチェックの効きにくい仕組みで、親族経営や独裁経営が許されてしまっているからである。

第Ⅳ層は、家族やボランティアが参加・参画しにくい交通の便の悪い所にあったり、参加を好まない雰囲気から生まれやすい。一般に土地の安価な所が選ばれているだけに、それも特殊というよりは一般的傾向が高いとすら言える。

第Ⅲ層は、我が国の精神病院や知的更生施設が陥った病である。そもそも、病院やリハビリテーション施設は、社会復帰のために存在し、そこには明確な目標が存在する。ところが、精神病床入院患者の在院期間は、3分の1のみが1年未満、3分の1は1～5年、3分の1は5年以上入院している。多くは病院としての治療目標やモラルを喪失していると思えない。知的更生施設は、その5年以内という社会復帰の目標やモラルを喪失して、多くの人々が、いったん入ったら死ぬまで出られない状態である。いかなる組織であっても、その本来の目的・目標を喪失し、ただ組織を維持することだけに追われてしまうと、悲しい管理主義・事なかれ主義・没個別支援状態が蔓延してしまうのだ。

第Ⅱ層は、施設・病院が終の棲家となってしまったが故の、他の選択肢なき、その疑似世界での疑似役割（職員の手伝いや管理への同調）にかろうじて、生きがいやアイデンティティを求めるあり方を強いることである。そのことによって、人格も個性も踏みにじられ、将来地域移行が可能となった場合でも、それに適応できないことを恐れて、自ら施設や病院に残ることを選択させさえするのだ。

第Ⅰ層は、医療・専門家主導モデルがいまだにびこっている我が国の現状では、極めてあたりまえ・普遍的な事とされている。医療・専門家モデルに対抗するコンシューマー・コントロールモデルや、自立生活モデルがいまだ一部の消費者や障害者の運動に留まっているために、この国では、専門家や支援者に、己のしていることに対する普段からの内省と緊張感が欠けている。この虐待行為の判断の難しさは、それがしつけ・訓練・治療・教育・処遇と言った名の下に、その親密性・密室性・専門性のベールが掛けられており、また、被虐待者は、まさに、その支援や関係性がなければ、その日常生活や社会生活に多大な困難をきたすためである。

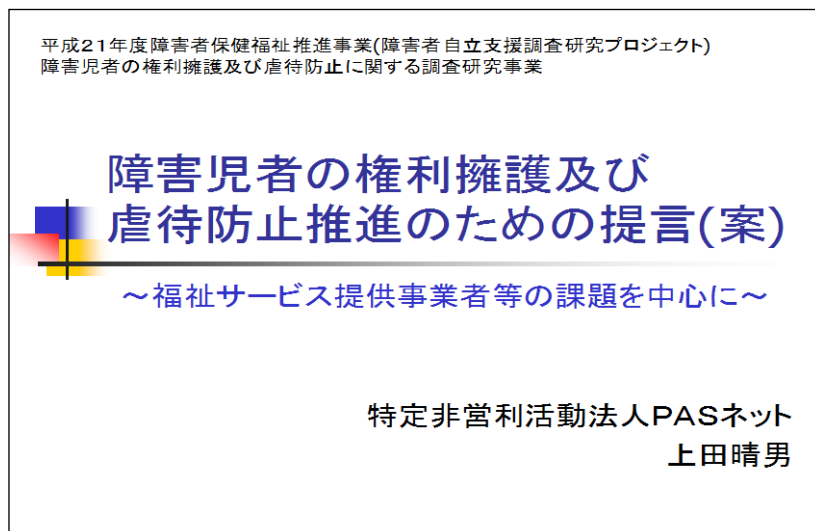
つまり、できればその関係性を壊さずに問題を解決することが第一義的に求められる。しかし、その望ましい関係性の修復が困難であり、それが被虐待者の心身に傷を残し得る場合には、すみやかな安全性の確保と、新たなる関係性の形成が必要となり、またその犯罪性の程度に応じた虐待者の処罰が必要となろう。

2. 障害児者の権利擁護及び虐待防止推進のための提言

特定非営利活動法人PASネット 本検討会副委員長 上田 晴男

～福祉サービス提供事業者等の課題を中心に～

<スライド1>



障害児者への虐待についてはマスコミ等を含めてこれまでも折々に課題として取り上げられてきました。しかし、その問題への対応は基本的には問題を起こした当事者の責任として位置付けられており、被虐待者への支援や保護・救済を含めて事後的な対応になっているといえます。また行政的な対応についても社会的な問題として明らかになった段階で、ようやく何らかの通知等によって一定の管理強化や枠組みの修正等を行う中で、その責任を示した形にしているというイメージをもたれることが多いと思われます。

福祉サービスが利用契約に移行し、障害福祉サービスも措置制度から支援費制度、障害者自立支援法へと展開しましたが、障害児者への虐待についての具体的な対応は現時点においてもきわめて不十分な状態に置かれているといえます。本調査研究事業では、こうした経過やこれまでの障害児者虐待への対応状況等を踏まえ、「検討委員会」で一定程度の議論を重ねて障害児者虐待の要因と対応について提言としてまとめました。以下、虐待防止フォーラムにおける発表資料を基に報告いたします。

まず、障害児者虐待の基本的な要因として、大きく三つの要素を挙げて整理してみました。一つは、「障害」に対する理解と評価、その内容に基づく障害者に対する差別を挙げました。これは障害児者への虐待の背景として、「障害」＝「普通でない状態」として受け止められ、そのことにより特殊・異端的な存在＝社会的排除の対象として位置付けられていると考えられるからです。このことは「障害のある人」としての障害児者について、「普通でない状態」＝「自立できない状態」として発展して、自立した状態に近い人、またはその状態に近づくように努力している人以外を、社会的支援の対象＝健常者の負担となる存在として位置付けてしまい、その負担の軽減や除去としての入所施設という「別立ての生活」や、障害児者のみが利用する「場」（通所施設や特別支援学校）を設定して、社会的に差別・分離される状況

が歴史的にも志向されてきたと考えられます。

つまり、障害児者への虐待は、こうした障害者差別を背景として構成されてきたのではないかということです。とりわけ、障害の定義や社会的な評価による差別は大きな要因ではないかと考えられます。また「障害のある状態」を「日常生活に支援を必要とする状態」として考えると、高齢者や児童に対する虐待についても同様の意味を見出せるように思われます。高齢者も何らかの「障害」のある状態になったことによる関係性や生活の変化が虐待の原因の一つとして考えられ、児童についても「面倒を見なければならない存在」であり、力も弱く、出来ることも少ない状態でありながら「わがまま」であり、ある面では大人の自由を奪い、「負担になる存在」として受け止められ、親の生活力や養護力が弱い場合は、虐待の対象となるように思われます。

<スライド2>

障害者虐待の要因と背景1

～「障害」の評価と「障害者」への差別～

- 「障害」の否定的評価 → 「ない」ことの普通
 - 病気・疾患としての評価
 - 介護・支援の対象
 - 社会的不適応者としての評価(知的・精神)
- 「障害者」＝「普通でない人」
 - 「普通」になること(＝「障害」のある状態にならないこと)の社会的要請
- 差別化によるリスク管理
 - 特殊化と分離の歴史

二つには、障害児者への社会的援護水準の低さが大きな要因と考えられます。

このことは、先に示した「障害」及び「障害のある人」への評価を反映しているといえます。つまり、「障害のある状態」＝「普通でない状態」＝「社会的援護を必要とする状態」として受け止められ、「社会防衛的な負担」＝「人的にも経済的にも『社会的な援護』自体に大きな生産性はなく、一般市民(＝健常者)への直接的な負担軽減と生活を守るための負担」の対象として位置付けられることにより、その負担を軽減＝合理化することが社会的な経済効果でもあるとして、結果的に福祉水準が低く押さえられているのではないかと考えられます。

<スライド3>

その結果、福祉サービスの報酬単価が低く、ニーズに対応した人的配置が出来ない状態となり、必要な支援を提供することが難しい条件や環境の中で、虐待状況が生まれやすくなっている状況にあると考えられます。

障害者虐待の要因と背景2

～低い福祉水準(報酬単価・人的配置等)～

- 基本的な福祉水準の低さ
 - 「社会的援護」を要する人たちへの評価を反映
- 「専門性」の低い評価(報酬単価設定に反映)
 - 家事労働の線上としての評価
 - 医療分野との違い
- 福祉分野の経済的評価の低さ(人的配置等に反映)
 - 「消費」的評価(生産性や経済効果の低評価)
 - 経済効率(合理化、社会還元の評価)の適用


三つには、こうした状況への対応を含めて権利擁護支援の体制が極めて脆弱であることが障害児者虐待の要因の一つとして挙げられます。

福祉サービスの利用を必要とする状態にある人々の中には、自分で意見や要望を伝えることが難しい状況にある方も多く、権利擁護の面でも社会的な支援を必要とする状態にあるといえます。しかし、福祉サービスにおける苦情解決は、第三者委員の確保も不十分な状況にあり、利用者の権利擁護支援としての実効性においても必ずしも十分な成果を挙げているとはいえない状況にあります。

また知的障害や精神障害、認知症等のある方たちは意思判断能力が不十分な状態にあることから、本来であれば成年後見制度の利用による後見人等を確保し、各々の権利行使を保障しなければならないにも関わらず、障害者には年金生活者や生活保護受給者も多く、守るべき財産が乏しいことから必要な社会的支援としての成年後見制度の利用が確保できない状況にもあります。また成人した障害者の場合でも、家族が介護を含めて対応している中で、金銭管理や生活内容も家族管理となり、ご本人の意思の反映や社会的な妥当性を欠く場合もあり、家族による虐待状況を生み出す要因にもなっています。

〈スライド4〉

こうしたことが、個々の障害児者の虐待状況を防止できない要因として考えられます。




障害者虐待の要因と背景3 ～脆弱な権利擁護支援～

- 社会的援護を必要とする人々(福祉サービス利用者等)
 - 自らの権利擁護に社会的支援が必要
- 権利擁護支援システムが脆弱
 - 低い苦情解決の利用(第三者委員の低設定)
 - 低い成年後見制度の利用と支援の脆弱さ

さて、実際の虐待状況については一般的にはスライド5の表のように類型化されています。この内容は、いわば虐待を「受けている状態像」を基に類型化したものと言えますが、虐待防止という観点からは、むしろ虐待を「する状態像」を基にした類型化を行うことが必要ではないかと考えました。

〈スライド5〉




虐待類型1 ～障害児者が「受ける虐待」として～

身体的虐待
心理的虐待
ネグレクト・セルフネグレクト
経済的虐待
性的虐待

その内容がスライド6の表であり、P57の表1「支援者（福祉サービス事業等）虐待類型別防止方法（試案）」です。

〈スライド6〉



虐待類型2

～支援者等が「する虐待」として～

虐待類型	内容
犯罪的虐待	意図的・計画的搾取 強姦、殺人等
対応型虐待	誤った指導・訓練 強権的管理・矯正等
非対応型虐待	サボタージュ・無視
蓄積型虐待	非定型で比較的軽微な 日常的・継続的行為
突発的(感情的)虐待	感情による一時的行為


「する虐待」類型については、現状ではあくまでも「試案」ですが、福祉サービス提供事業所等における虐待の要因や対策を考えるための一つの手がかりになると考えられます。

類型の一つの「犯罪的虐待」は、障害児者に直接的な損害を与えることを目的として意図的・計画的に行われたものは、もはや「虐待」という一定の関係性を基にした状態像の表現ではなく、明確に「犯罪」として位置付けることにより、その行為の社会的な評価を示し、社会的にも防止キャンペーンを行うことができると考えられます。

「対応型虐待」と「非対応型虐待」は、支援者の障害児者に対する具体的な対応のシチュエーションを基に整理したものです。いずれも支援者の支援力と支援の適否（＝社会的妥当性と客観的な裏づけのある専門性）を基に、支援者の行為に対する立場と責任を問うものです。

「蓄積型」は、日常的なディスエンパワメントによる被害を明確に位置付けるための類型として設定しています。

「突発的（感情的）虐待」は、支援者の人間的な側面を前提として、感情の制御を個人の努力や資質のみに依存することなく、社会的な条件と環境の整備により対応する必要性を明確にするために設定したものです。



障害者虐待の特性

- 虐待の根拠としての「障害」
→ 「障害」のある状態像に対する抑圧
- セルフネグレクト
→ 行動障害と価値転換
- 虐待の連鎖
→ 被虐待による虐待

改めて障害児者虐待の特性を整理すると、スライド7に示した要素が基本となります。先ず、何よりも虐待の根拠として「障害」及び「障害者」に対する差別が大きな問題としてあることです。そして、その障害により自分で自分を傷つける状態や価値転換することにより環境を維持することが出来なくなる状態が発生する場合があります、この状態像を明確に「虐待の状態像」として位置付けることが社会的な介入の根拠となることから、「セルフネグレクト」を障害児者虐待の特性として挙げています。また虐待を受けた障害児者が自らの体験を他の力の弱いものに行う虐待の連鎖についても特性を考える上での検討課題の意味で挙げています。

さて、障害児者への虐待防止を具体化するためには、社会的な評価と介入の根拠を明確にするための「障害児者虐待防止法（仮称）」の制定が強く望まれます。しかし、「障害児者虐待防止法（仮称）」で対象とするのは、家族や福祉サービス提供事業所だけではなく、教育の場や医療の場も含まれなければなりません。こうした広範な対象を設定し、実効性ある対応を行うための一定の権限を持った拠点の確保等、法的整備のする上では多くの課題があり、半端な整備を行うことなく、多様な虐待状況に十分に対応できるものが求められます。

そして、基本的な福祉水準の向上を図ることにより、支援体制の整備が進み虐待を防ぐことにもつながりますが、そのためには障害や障害児者への社会的な価値転換が必要となります。新たに設定された「障がい者制度改革推進会議」等により検討されている障害の定義の見直しを始め、多くの面から障害や障害児者への社会的な価値転換を具体化することが必要とされています。

そこでは障害児者を含めて社会的な援護を必要とする人々の生み出す価値や役割を明確に示し、社会的なコンセンサスを創出することが増大する福祉的支援にかかる経済的支出を確保することになると考えられます。

<スライド8>



障害者虐待の防止方法

- 「法的根拠」の確立
 - 「障害者虐待防止法」の早期成立
- 「障害者」及び「障害者」に対する価値転換
 - 「障害」の一般化・普遍化
 - 「障害者」固有の社会的価値・役割の創出
- 福祉サービスの抜本的条件改善
 - 「福祉」の生産性と経済効果の確立

<スライド9>



今後の課題

- 家族と虐待
- 社会(教育・労働・医療等)と虐待
- セルフネグレクトへの対応

最後に、今後の課題として挙げた内容については、継続的な研究事業として取り組んで行くことを願って提言を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

支援者（福祉サービス事業所等）虐待類型別防止方法（試案）

虐待類型	内容	具体例	対応方法・防止策
犯罪型	意図的・計画的行為	詐欺、継続的搾取、性的虐待	犯罪行為防止キャンペーン 苦情解決の仕組みを含む「第三者」の活用
対応型	支援プロセスにおける行き過ぎた対応方法	暴力的・威圧的な対応	障害特性の理解と支援技術の向上 支援体制の整備、ケースカンファレンスとSVの確立
非対応型	支援ニーズに対するサボタージュ	無視・手抜き、環境劣化 軟禁・拘束	支援マニュアルの設定と遵守 モニタリング（個別支援計画）の徹底
蓄積型	非定型的で差別的な日常的継続的行為	不適切な呼称、使役 セクハラ等の侮蔑的対応	支援方針の徹底、支援マニュアルの設定と遵守 利用者対応チェック
突発型	感情による一時的な行為	暴言、暴力 八つ当たり	ストレスマネジメント 支援の協働化

〈表1〉

3. 各委員より

兵庫県弁護士会 弁護士 田中 賢一

今回の調査については、これまで行ったことのない内容であり、非常に有意義なものであったと思います。

今回の調査において、本来、支援者の集まりである施設等においても、「危険防止のために入出口の鍵をかける」「利用者からの要求があっても対応が後回しになる」などの「虐待の芽」は存在し、むしろ常勤職員が多い施設の方が「虐待の芽」が存在することに驚きました。

何故、施設において、虐待が起こるのかについては、さらに分析が必要であるし、具体的な対策が必要です。この点、今回、「障害児者が「受ける虐待」として」ではなく、「支援者等が「する虐待」として」虐待を類型化し、虐待の類型化と虐待の防止策と結びつける試みを行ったことは非常に意味のあるものだったと思います。

フォーラムでは、兵庫県弁護士会「高齢者・障害者総合支援センター（たんぼぼ）」の専門相談について、調査しましたが、兵庫県弁護士会が、施設内で発生する虐待の声を十分に拾い上げることができていないことが分かりました。この点、兵庫県弁護士会として専門相談の広報活動を改善するとともに、施設等との連携を深めることが必要不可欠であると感じました。

今回の調査・フォーラムが、1回限りのものではなく、障害者虐待防止法制定をはじめとする今後の障害児者虐待防止の大きな活動につながっていけば、今回の調査・フォーラムに関わった者として非常に幸せに思いますし、自分自身も、今後、障害児者虐待防止に向けた活動にできるだけ関わっていきたいと思いました。

兵庫県知的障害者施設協会 社会福祉法人新緑福祉会 新緑の家 山本 忠明

障害児者の権利擁護及び虐待の防止に関する調査研究事業に参加して、一番感じたことは障害者に対する差別から、虐待の状況について私自身の認識不足を痛感いたしました。虐待、イコール暴力と思われがちですが、言葉の虐待により、数多くの人々の心を傷つけ、死に追いやるケースもあり施設を預かる者として、今後はこの検討会に参加させていただいたことをもとにして、自施設の職員や地域住民に話かけを行い、少しでも減少してもらえればと考えます。ただ、最近しきりに障害者の地域移行が叫ばれておりますが、まだまだ進まずにいます。

今後、国を初め都道府県の障害担当者に彼らが地域で生活する弊害とは何か、普通の生活をするための施策の構築や虐待・差別禁止法の実策を訴えて行ければと思っております。

今年度は、主に施設の現場での虐待の防止についてでしたが、次年度は、家庭・家族からの虐待防止について検討がなされるとのこと、なかなか見えにくいところに切り込んでいき、本音のところまで迫れればと思います。

検討委員会に参加して、施設での利用者の苦情解決の取り組みについて、少し感じたところを述べてみます。

利用者からの苦情解決の仕組みについては、各施設とも苦情受付担当者や苦情解決責任者を定めているところが多くなってきています。しかし、第三者委員の設置になると、それに比べてまだ不十分な状況がうかがえます。また、第三者委員としてどのような人を任命するかということになると、適切でないところもあるように感じます。

全体として苦情解決の仕組みが以前に比べて浸透しつつあるように思いますが、その機能が十分果たしているかという点、まだまだ不十分なところもあるようです。それは、そもそも苦情があるということについてのとらえ方によるのではないかと考えています。というのは苦情が上がってくることは施設にとって良くないことだと思っているからではないでしょうか。本当にそうなのでしょうか。むしろ苦情が上がってくることは、施設にとってサービス内容を見直し、改善して行く良いチャンスであると同時に、その苦情を通じて利用者とのコミュニケーションを図る良い機会と捉えることも出来ます。

苦情解決の仕組みによく似た制度として、「精神医療審査会」という制度があります。私は精神科病院の勤務経験もあり、精神医療審査会に携わった経験から感じたことなのですが、精神医療審査会に退院請求や処遇改善請求が上がってくる精神科病院はその病院に問題があるから審査が上がってくるというより、どちらかと言えば比較的良い医療が行われという病院が多かったように感じています。逆に精神医療審査会に全然、退院請求等が上がってこない病院の方がむしろ問題があるのではないかと考えています。入院患者に対して処遇等について十分に納得のいくよう主治医等が説明するのは当然のことですが、それでも精神症状により病識が不十分な時には処遇に対して納得されないで、審査請求される患者がしばしば見受けられました。入院患者に対して精神医療審査会の説明が十分なされている病院ほど、精神医療審査会への退院請求などが出てくるのは至極当たり前のことです。つまり精神医療審査会への審査請求があるということは、その病院が精神医療審査会の説明を十分入院患者になされていることを物語っています。全然退院請求等がない病院は、むしろ精神医療審査会の説明が不十分であるか、または利用出来ない状況があるからではないでしょうか。このような経験から考えると、苦情がある程度上がってくるというのは、一概に悪いということではなく、施設側も苦情を汲み取る姿勢があり、また利用者もその施設の姿勢を感じて苦情を出しているからではないでしょうか。

このようなことから利用者から出てきた苦情に対して施設側が具体的に対処して行く取り組みを日々積み重ねることによって、利用者のニーズに沿ったサービスが提供されていくことにつながるのではないかと考えています。そのようなことから、サービスを提供している施設側とそのサービスを受けている利用者との苦情解決の仕組みを通じて双方向のやり取りをしていく中で、施設のサービスの向上につながるだけでなく、お互いのコミュニケーションを良くしていく機会にもなるのではないのでしょうか。

この委員会では、調査の内容や項目に限って検討するのではなく、虐待の定義を再検証したり深める作業があったり、調査を通して現われてきた状況を基に、今後の「予防」や「再発防止」に向けての提言までまとめていきたいというねらいがあり、現場で日々、ふりかえることを忘れがちな私にとっても、自分に問いかける時間でもあったように思います。

調査結果については、強制的なものではないとはいえ、もう少し積極的に回答（数）が得られれば良かったのではないかと思います。類似したアンケートが多い中、クロスの掛け方によっては興味深い結果が表れていたり等、今後の提言や継続されていくであろう委員会活動の中で生かされるものになると思われまます。

委員会の中で、再三協議されてきた「対人援助には人が人に介入するというリスクを常に持っている。」ということの視点をもとに、起こっている（しまっている）状況を「その職員個人の問題」（単純な善悪の判定ではなく）として処理してしまうのではなく、社会的なしくみ・システムとして機能していない視点も合わせ考えていくことが今後重要であると確認できたと思います。

また、提言の中で上田様が「障害」に対する「差別・偏見・否定的評価」が基本となって、こうした状況や行動等を引き起こしていることも指摘されています。さまざまな要因等が絡み合っているとはいえ、「あたりまえに」障害の有無に関係なく、尊厳が守られ自己を自分らしく実現していくことができる社会づくりに向けて、ご本人やご家族の寄り添って考え続けたいと思います。

障害児者の権利擁護及び虐待の防止に関する調査研究事業に参加をさせて頂き、本当に多くの事を学ばせて頂きました。こういった機会を与えて頂いた皆様に深く感謝申し上げます。

さて、施設の中での虐待防止についても、いろいろな分析と対応策があげられましたが、まずは職員一人ひとりが、ともすれば流されやすい日々の中で、如何に権利擁護と虐待防止についての意識を持ち続ける事ができるかという事が大切なのではないかと思います。その為には虐待防止行動チェックを毎日行うなど地道な活動を行う事が大切だと思います。また、施設内で不適切な対応が起こる要因の一つとして、あまりに貧困な最低基準があるのではないかと思います。施設の職員のみでの努力では限界があります。社会の中で広く起こっている虐待事例は福祉制度の脆弱な部分で起こっていると思わずにはいられません。その脆弱な部分にスポットをあて、より強固なものとし、誰もが虐待をしない・させない・受けない社会に一步でも近づく事ができればと思います。

ありがとうございました。

私たち障害児者に係る専門職の役割は、当事者の「権利を擁護する」ことが最も大切なことの1つになっています。障害児者の生活を守り、一人ひとりの望む生活を支援していくこと。そのために私たちは権利擁護をしっかりと頭に入れておかなければなりません。

皆様ご存じのとおり、高齢者分野、児童分野につづいて「障害者防止法」の制定もすすめられています。「虐待」についての考え方、例えば問題行動に対しての支援の在り方、障害者の状態像についての対応の在り方など、共通の正しい認識が必要だと思えます。しかし、支援者側の環境を整えていくことは難しく、事例や経験がないこともあります。また支援者間でも温度差が生じています。

今回の障害児者の権利擁護に関する調査研究事業は、障害児者に関わる支援者・障害児者の現状を把握し、分析しニーズを把握していくことで、今後の私たちの支援の在り方を見つめなおし、ニーズに応じた対応、障害児者の権利擁護につながることを願っています。

今回のワーキンググループに参加して、不適切な対応とは、権利侵害とは、虐待とはどういうことを指すのかを改めて考える機会を得たことで、日常的に障害のある人たちと接するソーシャルワーカーの一人として、自らの、また、共に働く同職種・他職種の職員の日々の業務を振り返り、その中に潜む権利侵害について考えさせられた。

ワーキンググループの会合が平日の夜に開催されたからなのか、メンバーの方々と権利侵害について話し合っていると、ふと、その日に自分が関わったクライアントへの対応について、あれで良かったのだろうか？という思いが頭をよぎることがあった。

こんなことを書くと、権利侵害にあたることを度々やっているのかと思われそうで困るのだが、でも・・・、である。ワーキンググループでも度々言われていたことであるが、権利侵害は私たちのすぐ身近なところで起こるものであり、いつ・誰が・どこで、それに関与しても不思議ではない。権利侵害を未然に防ぐには、障害児者に接する人間（専門職は当然のこと、非専門職であっても）が、権利侵害についてできる限り具体的に認識すること、その上で、日々の実践について権利侵害に焦点をあてて振り返る機会を確保することが重要だと思う。そして、それらの取り組みは、一職員レベルではなく組織レベルでの責務として、職員と組織の協同責任で行うものであることは言うまでもない。

今回の虐待防止プロジェクトでの取り組みが、日ごろから権利侵害について意識し、職員間で率直に話し合える職場づくりのきっかけになればと思う。そして、そのことが障害児者を権利侵害から守ることの一助になれば、微力ながらもワーキンググループに参加した一人として幸いである。

- 1) これまでの虐待の類型とは違い、支援者や家族が「する虐待」として新しい虐待の類型化を検討することで、家族や支援者などが「日頃の当たり前の関わりが、実は障害児者の権利侵害・虐待であった」「悪気はなかったことが、実は・・・」と、気づきを促せる、またその行為は明らかに虐待行為なのだとし唆できる類型化になった。この類型化にあたり、アンケート調査から出てきた「施設内における不適切な対応」であったり、地域の相談支援を通じて「家族や関係機関がおこなう虐待」など様々な事例を意見交換するなかで、そこに潜む障害児（者）特有の虐待の実態を、例えば「障害の捉え方や差別意識」「障害特性に対応できる支援者・家族の力量」「福祉水準の低さ」「権利擁護システム」が出来上がっていないなど確認することができた。
- 2) 障害児（者）の虐待を防止するためには、上記1)の実態などをベースにどのような方法があるのかを類型別に検討していった。①障害特性の理解と支援技術の向上や個別支援計画の徹底、支援マニュアルや対応チェックリストの作成など、直接的な障害児（者）への防止方法 ②福祉水準とも関係するが支援体制の向上や、支援者や家族のストレスを軽減する方法など、障害児（者）を取り巻く環境因子への働きかけ ③第三者による支援の充実や、啓発キャンペーン、法的根拠の整備など「権利擁護のシステム整備」の必要性など意見交換された。
- 3) 障害児（者）虐待が、高齢者・児童よりも表面化しにくい要因として、次のように意見交換した。
 - ①虐待を受ける側（障害当人）が、虐待や権利侵害を受けているという気づきや、弱い立場にあることで発信できない、発信の弱さゆえに第三者に気づいてもらえない。
 - ②施設内や、地域からある意味隔離された家庭のなかで、虐待・権利侵害がおこっていることが第三者に気づかず問題が表面化しない。（高齢者虐待は、介護保険という制度で必ず支援が必要な家庭にはケアマネージャーが入るため通報が増えてきている）
 - ③虐待者が、虐待や不適切な対応をしていることに気づかない。慣れや、特に施設内においては職場環境に同化してしまい、同じような不適切な対応を「あたり前」だと思いう集団心理が、支援者の意識向上に向かわせない現状がある。

「感想」相談支援に従事するにあたり、虐待や不適切な対応の事例に介入する中で感じることはおこってしまった虐待や権利侵害に対しての対応も重要なのですが、虐待や権利侵害はどこにでも発生してくる問題と捉え、どう事例の中で環境への働きかけ、早くに「種」を見つけ出し、予防していくかを考えながら支援をおこなう必要性を常に感じている。権利擁護のシステム・法的根拠・虐待を予防するための体制整備・個人の意識向上など地域の全体的な底上げが必要なのだと、整理もでき、深められたワーキングでした。

参考資料

1. 障害児者施設等における「権利擁護支援の取り組み」を推進・支援するための現状とニーズに関する調査票
2. 障害児者の「権利擁護支援の取り組み」を推進・支援するための現状とニーズに関する調査票
3. 障害児者施設における利用者支援に関する意識調査票

障害児者施設等における 「権利擁護支援の取り組み」を推進・支援するための 現状とニーズに関する調査のお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。障害児者施設・事業所のみなさまには、平素より障害児者支援の推進にご尽力いただいておりますことに厚く敬意を表します。

権利擁護は、福祉サービス利用者支援の根幹をなすものです。また、高齢者、児童分野につづいて「障害者虐待防止法」の制定もすすめられており、今後、いっそうの取り組みが求められます。

一方で、障害者自立支援法をはじめとする制度改正等により、施設・事業所の運営に幾多の困難も生じています。こうした状況のなかで、利用者の権利擁護支援をいっそう推進していくには、個々の施設・事業所における取り組みを充実していただくと同時に、施設・事業者間の連携、さらに地域のさまざまな資源等を活かして支援できるしくみづくりが不可欠となっています。

このたび、兵庫県内で権利擁護支援に取り組ませていただいている特定非営利活動法人PASネットでは、厚生労働省の障害保健福祉推進事業の採択を受け、障害児者の権利擁護に関する調査研究事業を実施することとなりました。この事業では、地域や障害児者施設等における権利擁護支援の状況をふまえて、取り組みを推進・支援するための提言を行うこととしています。

つきましては、兵庫県知的障害者施設協会のご協力を得て、このアンケート調査を実施することとなりました。この調査は、提言に向けて現状とニーズを把握するために実施するものであり、個々の施設の問題点を明らかにするものではありません。調査票は無記名で、調査結果はすべて統計的に処理し、個々の回答内容については秘密を厳守いたします。

あわせて、この調査票が、貴施設・事業所における権利擁護支援の現状を整理し、今後のあり方を考えていただくきっかけとなりましたら幸いです。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただきご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成21年10月

特定非営利活動法人 PAS ネット
理事長 上田 晴 男

調査票にご記入いただくうえでのご注意

- *この調査票は、貴施設・事業所における権利擁護支援全般について把握されている方にご記入いただきますようお願いいたします。また、職員のみなさんで話しあってご回答いただいても結構です。
- *この調査票は、障害児者施設等全般に共通で作成しています。そのため、施設種別等によってはお答えいただきにくい項目が含まれている可能性があります。その場合は、お答えいただける項目のみご回答ください。
- *それぞれの問について、あなたのお考えに近い答えの番号に○を付けてください。「その他」を選ばれた場合は、具体的な内容を（ ）のなかにお書きください。
- *お答えいただきました調査票は、無記名で返信用封筒に入れて、切手を貼らずに11月13日（金）までにポストに入れてください。
- *この調査についてのお問い合わせは、下記へお願いいたします。

特定非営利活動法人 PAS ネット（担当：上田、脇）

TEL：0798-22-7551 FAX：0798-32-0853

E-mail：info@hn.pasnet.org 住所：〒662-0913 西宮市染殿町6-20-102

この調査票をご記入いただく方の職種は。

- | | | |
|--------------------|-------------|---------------|
| 1 管理者 | 2 サービス管理責任者 | 3 その他の管理職 () |
| 4 主任等の指導・監督的な立場の職員 | 5 一般職員 | |
| 6 その他 () | | |

まず、貴施設・事業所の概要についておたずねします。

問1 貴施設・事業所の種別は。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 新体系の日中活動系サービス | 2 旧体系の通所施設 |
| 3 新体系の居住系サービス | 4 旧体系の入所施設 |
| 5 その他 () | |

問2 利用者の療育手帳の判定ごとの割合は、おおよそどれくらいですか。

- | | |
|-------------|----------------|
| A 約 () % | B 1 約 () % |
| B 2 約 () % | もっていない 約 () % |

問3 利用者の処遇に直接携わっておられる職員の状況についておたずねします。

①直接処遇職員の雇用状況別の割合は、おおよそどれくらいですか。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 正規雇用 約 () % | 常勤嘱託 約 () % | その他 約 () % |
|--------------|--------------|-------------|

②直接処遇職員のうち、有資格の職員の割合は、おおよそどれくらいですか。

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 社会福祉士 約 () % | 介護福祉士 約 () % | その他 約 () % |
|---------------|---------------|-------------|

問4 貴施設・事業所では、事業運営に関して地域との交流や連携を行っていますか。(複数回答可)

- | |
|--|
| 1 理事会・評議員会などの事業運営に関する組織に、地域の団体・住民等の参加を得ている |
| 2 事業の運営に関して、ボランティアの協力を得ている |
| 3 施設の行事を案内したり、地域の行事に参加するなど含めて、利用者と地域の住民等の交流を積極的にすすめている |
| 4 地域との交流・連携は、特には行っていない |
| 5 その他 () |

問5 貴施設・事業所では、事業運営に関して利用者や家族等の参加を得ていますか。(複数回答可)

- | |
|---|
| 1 理事会・評議員会などの事業運営に関する組織に、利用者の代表の参加を得ている |
| 2 理事会・評議員会などの事業運営に関する組織に、家族等の代表の参加を得ている |
| 3 利用者の自治的な活動を行うための組織(自治会等)が設置されている |
| 4 家族等による活動を行うための組織(家族会等)が設置されている |
| 5 事業運営への利用者や家族等の参加は、特にはすすめていない |
| 6 その他 () |

貴施設・事業所での権利擁護支援に関する取り組みの状況についておたずねします。

問6 貴施設・事業所の基本理念や運営方針には、利用者の権利擁護について明確に記載していますか。

- 1 明確に記載している
- 2 明確とはいえないが、記載している
- 3 特に記載していない → 問7へ
- 4 その他 ()

問6-2 基本理念や運営方針における権利擁護に関する記載を、利用者や職員に周知していますか。

- 1 利用者・職員ともに周知している
- 2 利用者には周知している
- 3 職員には周知している
- 4 あまり周知していない
- 5 その他 ()

問6-3 基本理念や運営方針における権利擁護に関する記載は、サービス提供のなかで遵守されていますか。

- 1 十分に遵守されている
- 2 だいたい遵守されている
- 3 あまり遵守されていない
- 4 その他 ()

問7 貴施設・事業所内に、権利擁護に関する委員会等（苦情解決委員会、利用者保護委員会、権利擁護委員会、成年後見委員会など）を設置していますか。

- 1 設置している → 委員会等の名称は ()
- 2 設置していない → 問8へ
- 3 その他 ()

問7-2 権利擁護に関する委員会等は、役割を的確に果たしていますか。

- 1 十分に役割を果たしている
- 2 だいたい役割を果たしている
- 3 あまり役割を果たしていない
- 4 その他 ()

問8 職員に対する権利擁護支援に関する研修として、貴施設・事業所等でこれまでに実施したものがありますか（外部の研修の受講なども含めてください）。（複数回答可）

- 1 権利擁護の基本的な理解に関する研修
- 2 虐待の種類や内容、防止のための取り組みに関する研修
- 3 介護や支援の質を高めるための研修
- 4 権利擁護や成年後見制度に関する理解を深める研修
- 5 その他 ()
- 6 特に実施したものはない

問9 貴施設・事業所では利用者から権利擁護に関する相談を受けることがありますか。

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | ある → どのように対応していますか（複数回答可） | |
| | 1 施設・事業所の職員が対応している | |
| | 2 適切な専門機関につないでいる | |
| | 3 その他（ | ） |
| 2 | ない | |
| 3 | その他（ | ） |

問10 利用者で金銭管理や財産管理が必要な方がいますか。

①金銭管理（日常の生活費やこづかいなどの小口の金銭の管理）

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | いる → どのように対応していますか（複数回答可） | |
| | 1 施設・事業所で金銭管理を行っている | |
| | 2 金銭管理を行うサービスや機関等を利用している | |
| | 3 その他（ | ） |
| 2 | いない | |
| 3 | その他（ | ） |

②財産管理（預貯金その他の財産の管理）

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | いる → どのように対応していますか（複数回答可） | |
| | 1 施設・事業所で財産管理を行っている | |
| | 2 財産管理を行うサービスや機関等を利用している | |
| | 3 その他（ | ） |
| 2 | いない | |
| 3 | その他（ | ） |

問10-2 利用者の金銭管理や財産管理に関する規定などを定めていますか。（複数回答可）

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 金銭管理や財産管理に関する規定を定めている | |
| 2 | 金銭管理や財産管理を行う際には契約書を交わしている | |
| 3 | その他（ | ） |
| 4 | 特に定めていない | |

問11 利用者が成年後見制度の利用が必要になった場合、どのように対応していますか。

- | | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 成年後見制度の利用をすすめ、手続きの支援等を行っている | |
| 2 | 成年後見制度の利用に関する支援は、特に行っていない | |
| 3 | 利用者に成年後見制度の利用が必要になったことはない | |
| 4 | その他（ | ） |

問11-2 利用者のうち、成年後見制度を利用されている方の人数をお書きください。

全利用者数（	）人のうち、成年後見制度の利用者は（	）人
	現在、申立中または申立の準備している人は（	）人

問12 貴施設・事業所では、利用者の苦情解決のために、どのような取り組みを行っていますか。
(複数回答可)

- 1 苦情受付担当者を定めている
- 2 苦情解決責任者を定めている
- 3 苦情解決のための第三者委員を設置している
- 4 利用者が苦情を伝えるための箱などを設置している
- 5 職員が日常的に苦情を把握するよう努めている
- 6 苦情対応の結果を公表している
- 7 県社協の苦情相談窓口（福祉サービス運営適正化委員会）のポスターを掲示している
- 8 その他（)

問12-2 第三者委員の氏名など、苦情解決の取り組みの内容や利用のしかたを利用者等に周知できていますか。

- 1 十分に周知できている
- 2 だいたい周知できている
- 3 あまり周知できていない
- 4 その他（)

問12-3 苦情解決の取り組みは、十分に効果を発揮していますか。

- 1 十分に効果を発揮している
- 2 だいたい効果を発揮している
- 3 あまり効果を発揮していない
- 4 その他（)

問13 利用者の権利擁護支援をすすめるうえで、支援してほしいことがありますか。(複数回答可)

- 1 職員の権利擁護に関する理解や知識等を高めるための研修
- 2 利用者や家族の権利擁護に関する理解や知識等を高めるための啓発や学習機会
- 3 権利擁護に関する相談をすすめるうえでの専門的支援やスーパーバイズ
- 4 介護や生活支援の質を高めるための職員への研修やスーパーバイズ
- 5 権利擁護支援の取り組みをすすめるためのマニュアル等の整備
- 6 第三者委員を派遣する人材バンクなどの設置
- 7 金銭管理や財産管理を支援するサービス
- 8 成年後見制度を利用しやすくするための支援
- 9 権利擁護支援に関する施設・事業者間の連携や情報交換等
- 10 権利擁護支援に関する行政や専門機関等の取り組みやネットワークの構築
- 11 権利擁護支援全般を推進するためのコンサルティング的な支援
- 12 その他（)

問14 貴施設・事業所ではサービス評価に取り組んでいますか。(複数回答可)

- 1 自己評価を行っている
- 2 第三者評価を受けている
- 3 その他（)
- 4 サービス評価の取り組みは、特には行っていない

利用者への「不適切な対応」を起こさないための取り組みについておたずねします。

※「不適切な対応」とは、支援のなかでやむを得ず行う場合があるかも知れませんが、基本的に利用者支援として適切な対応とはいえず、放置すると虐待につながる可能性がある行為と定義します。

問15 貴施設・事業所では、支援のなかでやむを得ない事情がある場合も含めて、以下のような対応をすることがありますか。ア～ニのそれぞれについて、「よくある」、「たまにある」、「現在はないが、今後はあり得る」、「現在も今後もあり得ない」の区分で、もっとも近いものの番号に○を付けてください。

※施設・事業所の種別によっては、そのような状況が起こり得ないものもあります。その場合は「該当しない＝5」に○を付けてください。

	よくある	たまにある	今後あり得る	あり得ない	該当しない
ア 危険防止のために出入り口の鍵をかける	1	2	3	4	5
イ ベッドから落ちないように長時間縛る	1	2	3	4	5
ウ 事故防止のために、居室に監視カメラを設置する	1	2	3	4	5
エ 利用者への他害行為があっても「集団生活だから仕方ない」と考える	1	2	3	4	5
オ 大勢の人の前で排泄の介護を行う	1	2	3	4	5
カ 利用者から要求があっても、対応が後回しになる	1	2	3	4	5
キ 要求が少ない利用者への対応を後回しにしてしまう	1	2	3	4	5
ク 介護等の支援をしながら、利用者に負担感を感じさせる言葉や仕草をする	1	2	3	4	5
ケ 頻繁な緊急時のコールを無視する	1	2	3	4	5
コ 歯科治療の要求があっても、次の決められた診察日まで待つように言う	1	2	3	4	5
サ 利用者からの要求や苦情があっても、対応できないものは取り上げない	1	2	3	4	5
シ 事業者報酬の減少を考えて、帰宅・帰省の機会を減らす	1	2	3	4	5
ス 「作業や日課をきちんとしないと行事や買物に連れていかない」と言う	1	2	3	4	5
セ 「仕事ができないのに不満や要求を言うな」と言う	1	2	3	4	5
ソ 「あなたの親や家族はどうなっているの」と、他の人の前で嫌味を言う	1	2	3	4	5
タ 利用者によって露骨に態度を変える	1	2	3	4	5
チ 利用者に対して反射的に感情的な対応をしてしまう	1	2	3	4	5
ツ 行事やクラブ活動への参加を強制する	1	2	3	4	5
テ 小額のお金なら管理できる利用者にも、それをさせない	1	2	3	4	5
ト 携帯電話を原則自由に使用させない	1	2	3	4	5
ナ 利用者が性的な表現や行動をとることを禁止する	1	2	3	4	5
ニ 利用者名義の預貯金・収入・不動産等を、本人への断りなしに処分する	1	2	3	4	5

問16 貴施設・事業所では、つぎのア～カのような状況が、問15であげたような対応が起きる要因となり得ると考えられますか。

ア～カのそれぞれについて、最も近いものの番号に○を付けてください。

	大きな要因となりうる	要因となりうる	要因とはなり得ない
ア 職員の理解や介護・支援の技術などの不足	1	2	3
イ 職員数の不足などによる忙しさ	1	2	3
ウ 利用者の障害などによる介護・支援の難しさ	1	2	3
エ 利用者の障害などによるコミュニケーションの難しさ	1	2	3
オ 権利擁護に関する組織的な取り組みの不十分さ	1	2	3
カ その他	1	2	3

その他の内容は

[]

問17 「不適切な対応」が起こらないよう取り組んでいることや、これから取り組みたい（または、さらに充実したい）ことがありますか。（複数回答可）ア～クのそれぞれについて、最も近いものの番号に○を付けてください。

	取り組んでいる	取り組みたい、または、充実したい	今のところ未定
ア 職員の理解や技術などを高めるための研修	1	2	3
イ 職員の忙しさを緩和するための体制の充実	1	2	3
ウ 職員の悩みやストレスなどを解消するための支援	1	2	3
エ 利用者が問題行動などを起こさないような支援の充実	1	2	3
オ 施設・事業所の環境の整備	1	2	3
カ 地域の人やボランティア等の外部の目の導入	1	2	3
キ 利用者や家族等の事業運営への参加	1	2	3
ク その他	1	2	3

その他の内容は

[]

問18 家族による利用者への権利侵害を見聞きしたことがありますか。

ア～カのそれぞれについて、最も近いものの番号に○を付けてください。

	頻繁に見聞きする	たまに見聞きする	見聞きしたことはない
ア 身体的暴行による虐待または不適切な行為	1	2	3
イ 身体的拘束やその他の行動の制限	1	2	3
ウ 性的な虐待または不適切な行為	1	2	3
エ 心理的障害を与える虐待または不適切な行為	1	2	3
オ 経済的な虐待または不適切な行為	1	2	3
カ 介護・日常生活の世話の放棄・拒否・放任・怠慢	1	2	3

利用者の権利擁護支援に関してご意見等がありましたら、自由にお書きください。

A large rectangular area with a solid border, containing numerous horizontal dashed lines for writing.

ご協力ありがとうございました。

障害児者の「権利擁護支援の取り組み」を推進・支援するための 現状とニーズに関する調査のお願い

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。相談支援事業所のみなさまには、平素より障害児者支援の推進にご尽力いただいておりますことに厚く敬意を表します。

権利擁護は、福祉サービス利用者支援の根幹をなすものです。また、高齢者、児童分野につづいて「障害者虐待防止法」の制定もすすめられており、今後、いっそうの取り組みが求められます。

一方で、障害者自立支援法をはじめとする制度改正等により、障害児者への支援に幾多の困難も生じています。こうした状況のなかで権利擁護支援をいっそう推進していくには、当事者、家族、事業者、関係機関等が連携し、的確に課題に対応していけるしくみづくりが不可欠となっています。

このたび、兵庫県内で権利擁護支援に取り組ませていただいている特定非営利活動法人PASネットでは、厚生労働省の障害保健福祉推進事業の採択を受け、障害児者の権利擁護に関する調査研究事業を実施することとなりました。この事業では、地域や障害児者施設等における権利擁護支援の状況をふまえて、取り組みを推進・支援するための提言を行うこととしています。

つきましては、兵庫県内で相談支援事業を実施している事業所を対象として、このアンケート調査を実施することとなりました。この調査は、提言に向けて現状とニーズを把握するために実施するものであり、個々の事業所の問題点を明らかにするものではありません。調査票は無記名で、調査結果はすべて統計的に処理し、個々の回答内容については秘密を厳守いたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただきご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成21年11月

特定非営利活動法人 PAS ネット
理事長 上 田 晴 男

調査票にご記入いただくうえでのご注意

*それぞれの問について、あなたのお考えに近い答えの番号に○を付けてください。「その他」を選ばれた場合は、具体的な内容を（ ）のなかにお書きください。

*問6の具体的なケースや問7のご意見等については、別紙として添付して下さっても結構です。

*お答えいただきました調査票は、無記名で返信用封筒に入れて、切手を貼らずに11月30日（月）までにポストに入れてください。

*この調査についてのお問い合わせは、下記へお願いいたします。

特定非営利活動法人 PAS ネット（担当：上田、脇）

TEL：0798-22-7551 FAX：0798-32-0853

E-mail：info@hn.pasnet.org 住所：〒662-0913 西宮市染殿町6-20-102

問1 この調査票をご記入いただく方の職種は。

1 管理者	2 相談支援専門員	3 相談員（受講未終了者）
4 その他（ ）		

問2 貴事業所の利用者の障害種別ごとの割合は、おおよそどれくらいですか。

身体障害者 約（ ）%	知的障害者 約（ ）%
精神障害者 約（ ）%	障害児 約（ ）%
その他（ ）	

問3 平成20年度の権利擁護に関する相談支援の実績はどれくらいですか。

全相談支援件数（ ）件のうち、権利擁護に関する相談支援の件数は（ ）件

問4 平成20年度の権利擁護に関する相談支援のうち、虐待およびその疑いがあるケースの実績はどれくらいですか（件数の統計がない場合は「件数はわからない」に○を付けてください）。

1 件数は（ ）件
2 件数はわからない

問5 貴事業所でこれまでに受けられた虐待およびその疑いがあるケースについておたずねします（平成19年度以前のものも含めてください）。

①それらのケースは、誰から相談を受けたものですか。下記のア～ケのそれぞれについて、相談のあった頻度として、最も近いものの番号に○を付けてください。

	よくある・割とよくある	多くはないがある	ほとんどない・ない
ア 本人	1	2	3
イ 家族	1	2	3
ウ 地域住民やボランティア・友人等	1	2	3
エ 福祉サービス事業所・施設等	1	2	3
オ 医療機関	1	2	3
カ 学校・幼稚園・保育所等	1	2	3
キ 就労先の企業等	1	2	3
ク 行政機関	1	2	3
ケ その他	1	2	3

その他の内容は（ ）

②それらのケースは、どこで起こったものですか。下記のア～キのそれぞれについて、相談のあった頻度として、最も近いものの番号に○を付けてください。

	よくある・ 割とよくある	多くはないが ある	ほとんどない ・ない
ア 家庭内	1	2	3
イ 地域	1	2	3
ウ 福祉サービス事業所・施設等	1	2	3
エ 医療機関	1	2	3
オ 学校・幼稚園・保育所等	1	2	3
カ 就労先の企業等	1	2	3
キ その他	1	2	3

その他の内容は

③それらのケースは、どのような内容のものですか。下記のア～キのそれぞれについて、相談のあった頻度として、最も近いものの番号に○を付けてください。

	よくある・ 割とよくある	多くはないが ある	ほとんどない ・ない
ア 身体的暴行による虐待または不適切な行為	1	2	3
イ 身体的拘束やその他の行動の制限	1	2	3
ウ 性的な虐待または不適切な行為	1	2	3
エ 心理的障害を与える虐待または不適切な行為	1	2	3
オ 経済的な虐待または不適切な行為	1	2	3
カ 介護・日常生活の世話の放棄・拒否・放任・怠慢	1	2	3
キ その他	1	2	3

問6 貴事業所に相談があった虐待およびその疑いあるケースのうち、対応が困難で解決に至っていないケースの内容をお書きください。多数ある場合は、困難度が高いものを選んでお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

→ 次ページの回答欄もお使いください。

Blank lined area for writing.

問7 上記のケースなどを含め、虐待ケースへの対応や虐待の発生の予防をすすめていくうえで必要だと思うことは何ですか。その他、虐待問題や障害者の権利擁護支援に関してご意見等がありましたら、自由にお書きください。

Blank lined area for writing.

ご協力ありがとうございました。